

鳥取県公報

令和5年3月10日(金) 号外第15号

每週火·金曜日発行

			目	次
\Diamond	告	示	一般国道の区域の変更 (88) (道路企画課)・・・・ 県道の区域の変更 (2件) (89・90) (")・・・・ 一般国道の供用の開始 (91) (")・・・・・・・・・・・ 県道の供用の開始 (2件) (92・93) (")・・・・ 自動車専用道路の区域の指定 (94) (")・・・・・・	2

示

鳥取県告示第88号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同 項の規定により告示する。

その関係図面は、令和5年3月10日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において 一般の縦覧に供する。

令和5年3月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変 更 前後別	区間	敷地の幅員	敷地の延長
路 郡 名		[<u>六</u> 月]	(メートル)	(メートル)
178号		岩美郡岩美町大字陸上字二ノ谷口1648-5地先から	10.0.000.0	7, 348. 0
		同町大字浦富字宇和田23-1地先まで	10.0~280.9	
	変更前	岩美郡岩美町大字牧谷字砂浜690-202地先から同町	9. 4~51. 3 12. 9~144. 3	5, 679. 0
	多	大字大谷字越後谷2214-14地先まで		
		岩美郡岩美町大字陸上字湯谷1553-2地先から同町		3, 071. 0
		大字浦富字外池田1111-33地先まで		
	変更後	岩美郡岩美町大字陸上字朽木谷262-1地先から同町	9.4~83.9	9, 777. 0
		大字大谷字越後谷2214-14地先まで	9.4 -03.9	
	及艾伐	岩美郡岩美町大字陸上字二ノ谷口1648-5地先から	12.9~313.6	5, 784. 0
		同町大字浦富字宇和田23-1地先まで	12. 9 - 313. 0	3, 784. 0

鳥取県告示第89号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の 規定により告示する。

その関係図面は、令和5年3月10日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において 一般の縦覧に供する。

令和5年3月10日

鳥取県知事 平 井 治

路線名	変 更 前後別	区間	敷地の幅員	敷地の延長
PU //2X - PU			(メートル)	(メートル)
岩美停車場河崎線		岩美郡岩美町大字新井字川原田188-2地先か	6.3~29.1	410. 0
	水田光	ら同大字字下古川247-1地先まで	6. 5~29. 1	410.0
	変更前	岩美郡岩美町大字新井字上古川218-5地先か	11.0~28.8	110.0
		ら同大字字工塚谷92-10地先まで	11.0, 528.8	119. 0
		岩美郡岩美町大字新井字川原田188-2地先か	11.0~41.3	252. 0
	変更後	ら同大字字工塚谷426-2地先まで	11.0, 541.3	252.0
		岩美郡岩美町大字新井字上古川218-5地先か	6.3~12.3	291. 0
		ら同大字字下古川245-5地先まで		

鳥取県告示第90号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の 規定により告示する。

その関係図面は、令和5年3月10日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において 一般の縦覧に供する。

令和5年3月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更	区間	敷地の幅員	敷地の延長
路 脉 石	前後別		(メートル)	(メートル)
陸上岩井線変更前		岩美郡岩美町大字陸上字下向山1630-1地先から同	25, 9~40, 7 73.	
	多 史 刖	字1631-1 地先まで	25. 9°~40. 7	73. 0
	変更後	岩美郡岩美町大字陸上字五輪谷280-2地先から同大	40 F- 00 F	990 0
		字字下向山1631-1地先まで	40. 5∼83. 5	239. 0

鳥取県告示第91号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同 項の規定により告示する。

その関係図面は、令和5年3月10日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において 一般の縦覧に供する。

令和5年3月10日

鳥取県知事 平 井 治

路線名	区間	供用開始の期日
178号	岩美郡岩美町大字陸上字朽木谷262-1地先から同町大字大谷字越	令和5年3月12日
	後谷2214-14地先まで	
	岩美郡岩美町大字陸上字二ノ谷口1648-5地先から同町大字浦富	"
	字宇和田23-1 地先まで	"

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の 規定により告示する。

その関係図面は、令和5年3月10日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において 一般の縦覧に供する。

令和5年3月10日

鳥取県知事 平 井 治

路線名	区間	供用開始の期日
岩美停車場河崎線	岩美郡岩美町大字新井字川原田188-2地先から同大字字工塚	令和5年3月12日
	谷426-2 地先まで	
	岩美郡岩美町大字新井字上古川218-5地先から同大字字下古	"
	川245-5地先まで	"

鳥取県告示第93号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の 規定により告示する。

その関係図面は、令和5年3月10日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において 一般の縦覧に供する。

令和5年3月10日

鳥取県知事 平 井 治

路線名	区間	供用開始の期日
陸上岩井線	岩美郡岩美町大字陸上字五輪谷280-2地先から同大字字下向山	令和5年3月12日
	1631-1 地先まで	

鳥取県告示第94号

道路法(昭和27年法律第180号)第48条の2第2項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路の区域を指定す るので、同条第4項の規定により告示する。

その関係図面は、令和5年3月10日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において 一般の縦覧に供する。

令和5年3月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

道路の種類	路線名	区間	指定する期日
一般国道	178号	岩美郡岩美町大字陸上字二ノ谷口1648-5地先か	令和5年3月12日
		ら同町大字浦富字姥ケ懐621-9地先まで	